

平成20年度決算に基づく 「健全化判断比率及び資金不足比率」を公表します

財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を目的として制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、平成19年度決算から健全化判断比率及び資金不足比率について公表が義務付けられています。

いずれかの比率が早期健全化段階や財政再生段階(将来負担比率を除く)の基準値以上になった場合には、それぞれ法で定められた計画の策定を行い、財政の健全化を図ることとなります。平成20年度決算に基づく白鷹町の状況は下記のとおりすべて基準を下回りました。引き続き財政の健全化に取り組みます。

◆健全化判断比率について				(単位：%)
比率名	本町の状況	早期健全化基準	財政再生基準	参考：昨年度の状況
実質赤字比率	－(赤字なし)	14.88	20.0	－(赤字なし)
連結実質赤字比率	－(赤字なし)	19.88	40.0	－(赤字なし)
実質公債費比率	21.1	25.0	35.0	22.0
将来負担比率	121.9	350.0		135.0

- ◇実質赤字比率：一般会計の実質赤字額が標準財政規模(※)に対してどれくらいかを示す比率です(家計に例えると、年収に占める赤字の割合)。
- ◇連結実質赤字比率：町の全ての会計を対象に、実質赤字額及び資金の不足額が標準財政規模に対してどれくらいかを示す比率です。
- ◇実質公債費比率：町の全ての会計に加えて一部事務組合等の会計を対象に、借入金の返済額などが標準財政規模に対してどれくらいかを示す比率です(家計に例えると、年収に占めるローン返済額の割合)。健全化の基準は下回っていますが、地方債の許可団体となる基準の18%を超えているため、公債費負担適正化計画を策定し、比率を引き下げることの取り組みを行っています。
- ◇将来負担比率：借入金の残高をはじめ、町が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に対してどれくらいかを示す比率です(家計に例えると、ローン残高や生命保険の支払いなどが年収の何年分に相当するかを示した割合)。標準財政規模に対して約1.2年分の負債を抱えていることとなります。

(※) 標準財政規模とは、標準的な状態で通常収入されると見込まれる一般財源の規模で、地方税と普通交付税が主なものです。

◆公営企業における資金不足比率について

公営企業ごとに、資金の不足額が事業の規模に対してどれくらいの割合になっているかを示しています。経営健全化基準は20.0%です。比率が経営健全化基準以上になった場合には、法で定められた計画の策定を行い、経営の健全化を図ることとなります。水道、町立病院、訪問看護ステーション、下水道、農業集落排水の全会計について、資金不足は発生していないため比率はありません。

総括表① 健全化判断比率の状況（平成20年度）

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
064025	山形県	白鷹町	-	-	21.1	121.9
団体区分	5.町村					

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	14.88	19.88	25.0	350.0
	5,185,136	189,060	財政再生基準	20.00	40.00	35.0

総括表② 連結実質赤字比率等の状況（平成20年度）

Ver.1.0.2

団体名

山形県白鷹町

(単位:千円)

会 計 名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等	一般会計	349,291	6.7
	小 計	349,291	6.7
	標準財政規模	5,185,136	100.0
	実質赤字比率 (%)	-6.73	※

会 計 名		実質収支額	(分母比)
公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計	91,597	1.8
	介護保険特別会計	40,353	0.8
	後期高齢者医療特別会計	2,146	0.0
	老人保健特別会計	-14,114	-0.3

会 計 名		資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	水道事業会計	256,834 5.0
		病院事業会計	596,531 11.5
		訪問看護ステーション事業会計	8,684 0.2
	宅 地 造 成 事 業		
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	下水道特別会計	14,175 0.3
		農業集落排水特別会計	1,317 0.0
	宅 地 造 成 事 業		
	合 計	1,346,814 26.0	
	標準財政規模(再掲)	5,185,136 100.0	
	連結実質赤字比率 (%)	-25.97	※

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示されます。

総括表③ 実質公債費比率の状況(平成20年度)

Ver.1.0.2

団体名

白鷹町

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	公債費充当一般財源等額(繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く)	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等(3①表「オ」欄の数値を転記)	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる額等(3②表「合計※」欄の数値を転記)	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の利子	災害復旧費等に係る基準財政需要額	標準税収入等額	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金に係るものに限る。)
平成18年度	1,677,394		518,678	56,383	17,653		830,065	1,646,608	3,365,351	222,472	251,805	216,571
平成19年度	1,566,881		488,634	58,893	17,189		851,624	1,592,136	3,366,262	201,845	182,932	204,343
平成20年度	1,511,835		474,231	51,282	16,488		873,738	1,602,725	3,393,351	189,060	139,504	206,735

	⑬	⑭	⑮
	災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るものに限る。)	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)
平成18年度	35,770	7,453	41,024
平成19年度	36,570	7,957	40,972
平成20年度	37,149	8,481	41,094

	⑯	⑰
	地方財政法第5条の4第1項第2号の規定に基づき総務大臣が定める額(算入公債費の額)(特別区のみ記入)	地方財政法施行令第12条の規定に基づき総務大臣が定める額(算入準公債費の額)(特別区のみ記入)
平成18年度		
平成19年度		
平成20年度		

	実質公債費比率(単年度)
平成18年度	23.03944
平成19年度	21.04358
平成20年度	19.26383

	実質公債費比率(3カ年平均)
平成18年度 平成19年度 平成20年度	21.1

(参考)

	⑤の内訳								
	PFI事業に係る債務負担行為に係るもの(省令第7条第1号)	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの(省令第7条第2号)	国土土地改良事業並びに独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金(省令第7条第3号)	地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料(省令第7条第4号)	社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助(省令第7条第5号)	損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第6号)	地方公共団体以外者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第7号)	その他これらに準ずると認められるもの(省令第7条第8号)	利子補給に係るもの(政令第11条第4号)
平成18年度					15,392		2,261		
平成19年度					15,392		1,797		
平成20年度					15,392		1,096		

総括表④ 将来負担比率の状況（平成20年度）

Ver.1.0.2

団体名

山形県白鷹町

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合等負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額				連結実質赤字額	組合等連結実質赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等		
8,878,158	184,586	5,024,038	302,287	1,452,817	0	0	0	0	0	

(分母比)

229 5 130 8 38

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能特定歳入	基準財政需要額算入見込額	
		うち都市計画税	
1,159,126	437,730	278,943	9,516,249

(分母比)

30 11 7 245

将来負担額 A	409	—	充当可能財源等 B	287	A - B	122	将来負担比率 (%)
15,841,886			11,113,105		4,728,781		
=							
標準財政規模 C	134	—	算入公債費等の額 D	34	C - D	100	
5,185,136			1,306,701		3,878,435		
=							
							121.9